

高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県香南地域地下水涵養事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、香南地域(香南市赤岡町、香我美町、野市町及び吉川町をいう。)において地下水の涵養を行うことを目的として香南市(以下「補助事業者」という。)が実施する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業内容、補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業の着手予定日の15日前までに、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費を変更しようとする場合(ただし、補助金交付決定額の2割以内の減額を伴うものを除く。)又は補助事業を中止しようとする場合は、別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業を廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業廃止承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業が実施年度内に完了しない場合は、別記第4号様式による補助金繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の、暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が実施年度内に完了しない場合は、別記第6号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第7条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第5号及び第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率
水田 ^{かん} 涵養事業	冬季の休耕田への ^{かん} 灌水、代掻き及びあぜ塗り並びに ^{かん} 灌水田への補給水の管理	<p>当該補助対象事業に要する次に掲げる経費で、10アール当たり3万円を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費 2 委託料 3 使用料及び賃借料 	2分の1以内
ビニールハウス雨水浸透施設設置事業	ビニールハウスへの雨水を地下浸透させるための施設設置	<p>当該補助対象事業に要する次に掲げる経費で、1箇所当たり50万円を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託料 2 工事請負費 	2分の1以内

別表第2（第5条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日
第 号

高知県知事 様

香南市長

高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付申請書

高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付要綱第4条の規定により、
下記のとおり高知県香南地域地下水涵養事業費補助金の交付を申請しま
す。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業名
- 3 補助対象事業区分
- 4 補助事業の目的
- 5 事業着手予定年月日
- 6 事業完了予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（別紙1）
 - (2) 補助事業収支予算書（別紙2）
 - (3) その他参考となるべき資料

別紙 1

1 事業実施計画書

番号	事業区分	委託先等	実施箇所	実施範囲		総事業費	補助対象事業費	負担区分			備考
				戸数 箇所	面積			県	市	その他	
①					a	円	円	円	円	円	
②											
③											
④											
⑤											
合計											

(注) 1 水田涵養事業で1箇所かんに隣り合う複数の筆がある場合は、各筆に枝番号を付け、それぞれの面積を記入してください。

2 県負担区分の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨ててください。

2 事業実施計画位置図

番号	実施箇所名
①	
②	
③	
④	
⑤	

(注) 水田^{かん}涵養事業で1箇所^{かん}に隣り合う複数の筆がある場合は、各筆に枝番号を付け、それぞれを図面に記入してください。

補助事業収支予算書 (年度)

収 入		支 出	
項 目	予算金額 (円)	項 目	予算金額 (円)
合 計		合 計	

上記に相違ないことを証明します。

年 月 日

香南市長

別記

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

香南市長

高知県香南地域地下水涵養事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県香南地域地下水涵養事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象事業区分
- 3 補助事業の目的
- 4 補助金変更申請額

既交付決定額 A	変更後の補助金交付申請額 B	差引き増減額 B - A
千円	千円	千円

- 5 変更の内容
- 6 事業着手年月日
- 7 事業完了予定年月日
- 8 添付書類
 - (1) 変更事業実施計画書（別紙1）
 - (2) 補助事業収支予算書（別紙2）
 - (3) その他参考となるべき資料

別紙 1

上段：変更前

下段：変更後

1 変更事業実施計画書

番号	事業区分	委託先等	実施箇所	実施範囲		総事業費	補助対象事業費	負担区分			備考
				戸数 箇所	面積			県	市	その他	
①					a	円	円	円	円	円	
②											
③											
④											
⑤											
合計											

- (注) 1 水田^{かん}涵養事業で1箇所に隣り合う複数の筆がある場合は、各筆に枝番号を付け、それぞれの面積を記入してください。
- 2 県負担区分の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨ててください。

2 変更事業実施位置図

番号	実施箇所名
①	
②	
③	
④	
⑤	

(注) 水田^{かん}涵養事業で1箇所^{かん}に隣り合う複数の筆がある場合は、各筆に枝番号を付け、それぞれを図面に記入してください。

補助事業収支予算書（ 年度）

収 入		支 出	
項 目	予算金額（円）	項 目	予算金額（円）
合 計		合 計	

（注）金額に変更がある場合は、変更前の金額を上段に括弧書きで記入してください。

上記に相違ないことを証明します。

年 月 日

香南市長

別記

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

香南市長

高知県香南地域地下水涵養事業費補助金補助事業廃止承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県香南地域地下水涵養事業費補助金に係る事業を下記のとおり廃止したいので、高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象事業区分
- 3 補助事業の目的
- 4 補助金交付決定額 金 円
- 5 事業着手年月日
- 6 事業廃止年月日
- 7 廃止理由

別記

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

香南市長

高知県香南地域地下水涵養事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県香南地域地下水涵養事業費補助金に係る事業について、
年度内に完了することが困難になりましたので、高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付要綱第5条第3号の規定により、下記のとおり繰越の承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象事業区分
- 3 補助事業の目的
- 4 補助金交付決定額 金 円
- 5 事業着手年月日
- 6 繰越内容及び理由
- 7 繰越前の事業完了予定年月日
- 8 繰越後の事業完了予定年月日
- 9 繰越額の計算

総事業費	補助対象 経費	既交付 決定額	年度末予 定出来高	年度支出予定額		繰越額	
				事業費	補助金	事業費	補助金

別記

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

香南市長

高知県香南地域地下水涵養事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県香南地域地下水涵養事業費補助金について、下記のとおり補助事業を完了しましたので、高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付要綱第6条の規定により、報告します。

記

- 1 実績報告額 金 円
- 2 事業名
- 3 補助対象事業区分
- 4 補助事業の目的
- 5 事業完了年月日
- 6 添付書類
 - (1) 事業実施報告書（別紙1）
 - (2) 写真（施工前及び完成時の写真を添付してください。）
 - (3) 補助事業収支決算書（別紙2）
 - (4) その他参考となるべき資料

別紙 1

1 事業実施報告書

番号	事業区分	委託先等	実施箇所	実施範囲		総事業費	補助対象事業費	負担区分			着工年月日	完了年月日	検査年月日	検査職員職、氏名
				戸数 箇所	面積			県	市	その他				
①					a	円	円	円	円	円				
②														
③														
④														
⑤														
合計														

(注) 1 水田^{かん}涵養事業で1箇所に隣り合う複数の筆がある場合は、各筆に枝番号を付け、それぞれの面積を記入してください。

2 県負担区分の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨ててください。

2 事業実施位置図

番号	実施箇所名
①	
②	
③	
④	
⑤	

(注) 水田^{かん}涵養事業で1箇所^{かん}に隣り合う複数の筆がある場合は、各筆に枝番号を付け、それぞれを図面に記入してください。

補助事業収支決算書 (年度)

収 入		支 出	
項 目	決 算 額 (円)	項 目	決 算 額 (円)
合 計		合 計	

上記に相違ないことを証明します。

年 月 日

香南市長

別記

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

香南市長

高知県香南地域地下水涵養事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県香南地域地下水涵養事業費補助金に係る事業の 年度度終了実績について、高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象事業区分
- 3 補助事業の目的
- 4 事業着手年月日
- 5 事業完了予定年月日
- 6 添付書類
 - (1) 補助事業年度終了実績調書（別紙）
 - (2) その他参考となるべき資料

別紙

補助事業年度終了実績調書

事業名	交付決定の内容			年度終了実績			翌年度繰越額		備考
	総事業費	補助対象 経費	補助金交付 決定額	事業費支払 実績額	出来高	補助金 受入額	事業費	補助金	
	円	円	円	円	%	円	円	円	